

都道府県外試合届の取り扱いについて

平成 22 年 3 月 20 日

財団法人 日本高等学校野球連盟

今般、日本学生野球憲章の改正に伴い、都道府県を異にする加盟校間の対外試合は、事前に所属都道府県連盟の承認を必要としないと、その手続きが緩和されました。

この緩和措置は、近年の交通機関の発達により、都道府県外の加盟校間の交流が活発に行われるようになり、関係する所属連盟間の確認作業などが煩雑になってきた事情もあります。

しかし、単に練習試合とはいえ、日程の策定、経費の負担状況、さらには交通手段など、学生野球として留意しなければならない課題があります。

そこで改正憲章では、事前承認を必須とする規定はなくなりましたが、他都道府県加盟校との交流が、今後も健全に行われるよう所属連盟としてその実態を把握しておく必要があると考えられます。

ついては、他都道府県加盟校との試合で宿泊を伴うものについて、以下の項目に沿って都道府県連盟で書式を定め、従来どおり事前に届け出を継続してもらいようご指導をお願いいたします。

▷ 他都道府県の加盟校との対抗試合開催届け出内容（宿泊を伴う場合）

- 1) 全体日程計画表
- 2) 引率者および帯同部員数
- 3) 経費の負担状況（個人負担の概算）

学生野球憲章第 12 条第 1 項第 4 号で求められている「日本高等学校野球連盟の定め」については、当面の活動状況を踏まえ、改めて都道府県連盟と協議の上、整備したいと考えています。

なお、複数都道府県加盟校による制限は従来通りです。

〔3 都道府県が関係する試合開催について〕

平成 7 年 12 月 8 日改正

平成 22 年 3 月 20 日改正

これまで、いわゆる帯同試合を興行的な弊害があるとして禁止してきたが、次の基準を定めた上で加盟校間の交流と技術向上を図るため、平成 8 年度のシーズンインから許可する。なお、学生野球憲章の改正に伴い、他都道府県加盟校との試合開催に際し、予め所属連盟の承認を得る手続きは廃止された。

- ① 有料試合でないもの。
- ② 主催は当該高等学校または都道府県連盟に限り、当該校、所属連盟以外の団体を共催、後援などに加えることはできない。
- ③ 連続した日程での三都道府県にまたがる試合は、2 日以内とする。また順位を争う大会とすることはできない。
- ④ 当日 3 校以上の高等学校が参加してもよいが、その場合、関係する高等学校は三都道府県以内とすること。